

(宛先) 旭川市長

旭川市子ども誰でも通園制度試行的事業利用料減免申請書

次のとおり、旭川市子ども誰でも通園制度試行的事業の利用料に係る減額を申請します。

子どもの氏名			
保護者氏名 (父)		保護者氏名 (母)	
住所	〒 - 旭川市		
R6.8月までの申請時	※令和5年1月1日時点の住所：□市内 □市外 (市・区・町・村 / 両親とも・父・母)		
R6.9月以降の申請時	※令和6年1月1日時点の住所：□市内 □市外 (市・区・町・村 / 両親とも・父・母)		
減免申請理由 ()内は、添付した書類に✓してください。	<input type="checkbox"/> ア 生活保護世帯 (□生活保護手帳の写しまたは、□保護決定証明書)		
	<input type="checkbox"/> イ 市民税非課税世帯 (□市町村民税課税証明書※ または、□同意書 (様式第10号))		
	<input type="checkbox"/> ウ 保護者の市民税所得割額の合算が77,101円未満 (年収約360万円未満相当) の世帯 (□市町村民税課税証明書※ または、□同意書 (様式第10号))		
	<input type="checkbox"/> エ 要支援児童又は要保護児童のいる世帯		

※①令和6年8月までに申請する方で令和5年1月1日時点で旭川市に住所(住民登録)がない場合、または、
 ②令和6年9月以降に申請する方で令和6年1月1日時点で旭川市に住民登録がない場合は、同意書ではなく、課税証明書の添付が必要になります。前住所在地に、『総所得金額、市(町村)民税所得割額・均等割額、扶養人数、所得控除の内訳』が確認できる課税証明書を請求してください。

※市町村民税課税証明書を提出する場合は、次のとおり提出してください。

- 1 利用者の保護者及び、その属する世帯の生計を主として維持する者に係る書類を提出すること。
- 2 市町村民税所得・課税証明書は、申請日の属する年度(申請日が4月から8月までの間にある場合にあっては前年度)のものを提出すること。

(旭川市事務処理欄)

	父	母	家計の主宰者(該当時のみ)
①市民税所得割額			
②調整控除			
③寄付金税額控除			
④住宅借入金等特別税額控除			
⑤その他の税額控除			
合計額(円) (①+②+③+④+⑤)	ア	イ	ウ

減免判定用 所得割額合計(円)	ア+イ+ウ	▶	[減免判定の結果] <input type="checkbox"/> イ (非課税) <input type="checkbox"/> ウ (77,101円未満) <input type="checkbox"/> 非該当 (77,101円以上)
-----------------	-------	---	--